

神奈川県地球温暖化対策推進条例

平成21年7月17日

条例第57号

改正 平成24年3月30日条例第26号
平成28年6月24日条例第54号
平成28年10月21日条例第72号
令和3年1月26日条例第2号
令和3年12月24日条例第92号

神奈川県地球温暖化対策推進条例をここに公布する。

神奈川県地球温暖化対策推進条例

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 地球温暖化対策に関する施策

第1節 地球温暖化対策計画等（第7条～第9条）

第2節 事業活動に関する地球温暖化対策（第10条～第17条）

第3節 建築物に関する地球温暖化対策（第18条～第32条）

第4節 開発事業に関する地球温暖化対策（第33条～第39条）

第5節 再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進（第40条・第41条）

第6節 森林等の整備、保全等（第42条）

第7節 交通に関する地球温暖化対策（第43条～第45条）

第8節 日常生活等における地球温暖化対策（第46条・第47条）

第9節 教育及び学習の振興（第48条）

第10節 事業の登録（第49条～第52条）

第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第53条・第54条）

第3章 雑則（第55条～第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、地球温暖化対策の推進について、基本理念を定め、及び県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギー（第9条第3項において「再生可能エネルギー」という。）及び温室効果ガスの排出の量の削減に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第2条の2 地球温暖化対策の推進は、2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）を旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策について、市町村及び事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）と連携し、及び協働して実施するよう努めるものとする。
- 3 県は、市町村及び民間団体等が行う地球温暖化対策が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、温室効果ガスの排出の量の削減に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者のうち、その事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定めるもの（以下「特定大規模事業者」という。）は、地域の地球温暖化対策の推進に貢献するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に積極的に取り組むよう努めなければならない。

（建築主等の責務）

第6条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、基本理念

にのっとり、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築物を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する建築物について、エネルギーの使用の効率性に関する性能（第32条において「省エネルギー性能」という。）を維持し、又は向上させるよう努めなければならない。

第2章 地球温暖化対策に関する施策

第1節 地球温暖化対策計画等

（地球温暖化対策計画）

第7条 知事は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下この条において「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

- 2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域の地球温暖化対策の基本方針
- (2) 県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標
- (3) 法第21条第3項各号に掲げる事項
- (4) 地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

- 4 知事は、毎年度、地球温暖化対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表するものとする。

（県の施策等の企画等に当たっての配慮）

第8条 県は、法第21条第4項に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。

（事務事業温室効果ガス排出削減計画）

第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画（以下この条において「事務事業温室効果ガス排出削減計画」という。）を定めなければならない。

- 2 事務事業温室効果ガス排出削減計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する基本方針
- (2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標
- (3) 前号の目標を達成するための措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 県は、事務事業温室効果ガス排出削減計画に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出の量の削減及び再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない。

- 4 第7条第3項及び第4項の規定は、事務事業温室効果ガス排出削減計画について準用する。

第2節 事業活動に関する地球温暖化対策

(事業活動温暖化対策指針)

第10条 知事は、事業者が実施する地球温暖化対策を推進するため、事業活動における地球温暖化対策に関する指針（以下「事業活動温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(事業活動温暖化対策計画書の提出等)

第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針に係る事項
- (4) 温室効果ガスの排出の量の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項
- (5) 地域の地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による事業活動温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定大規模事業者は、同項第3号から第6号までに掲げる事項については、事業活動温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

3 第1項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した特定大規模事業者（以下「計画書提出特定大規模事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 特定大規模事業者以外の事業者（第13条において「中小規模事業者等」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の事業活動温暖化対策計画書について準用する。この場合において、第3項中「変更があったとき」とあるのは、「変更があったとき、当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。

6 計画書提出特定大規模事業者が、第1項の規定による提出の後特定大規模事業者に該当しないこととなった場合における当該提出に係る事業活動温暖化対策計画書は、第4項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書とみなす。

(施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者への協力)

第12条 事業活動温暖化対策計画書を提出する事業者が設置し、又は管理する施設、事業所等の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者による事業活動温暖化対策計画書の作成に協力するとともに、当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めなければならない。

(中小規模事業者等に対する支援)

第13条 県は、中小規模事業者等による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、事業活動温暖化対策計画書を提出し、優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者等に対し、技術的指導その他の当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(排出状況報告書の提出)

第14条 事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、当該事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間（次条において「計画期間」という。）が終了する日の属する事業年度までの毎事業年度、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を記載した報告書（第16条において「排出状況報告書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(結果報告書の提出)

第15条 計画書提出事業者は、計画期間が終了する日又は第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出（事業活動温暖化対策計画書に記載された事業の廃止（同項において準用する場合にあつては、当該廃止及び計画の中止）に係るものに限る。）をした日から規則で定める日までに、計画期間中の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び事業活動温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化対策の実施の結果を記載した報告書（次条において「結果報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)

第16条 知事は、事業活動温暖化対策計画書、排出状況報告書及び結果報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(指導、助言及び改善の求め)

第17条 知事は、計画書提出特定大規模事業者に対し、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容及び当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、第11条第1項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書の内容が、事業活動温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該提出に係る計画書提出特定大規模事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うため必要な範囲において、計画書提出特定大規模事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第3節 建築物に関する地球温暖化対策

(建築物温暖化対策指針)

第18条 知事は、規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が当該特定建築物に係る地球温暖化対策を適切

に実施するために必要な事項に関する指針（以下「建築物温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、建築物温暖化対策指針について準用する。

（建築物温暖化対策計画書の提出）

第19条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置
- (5) 前号の措置の評価
- (6) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定建築主は、同項第4号から第7号までに掲げる事項については、建築物温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

3 特定建築物以外の建築物であって規則で定める規模以上の建築物の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（建築物温暖化対策計画書の変更の届出）

第20条 前条第1項又は第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した者（以下「計画書提出建築主」という。）は、当該建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了するまでの間に、同条第1項各号（同条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の内容の変更により、その新築等をしようとする建築物が特定建築物に該当しないこととなった場合（前条第3項に規定する建築物に該当する場合に限る。）における当該建築物温暖化対策計画書は、前条第3項の規定により提出された建築物温暖化対策計画書とみなす。

（新築等の中止の届出）

第21条 計画書提出建築主（前条第1項の規定による届出をした計画書提出建築主のうち、当該届出に係る建築物が特定建築物又は第19条第3項に規定する建築物のいずれにも該当しなくなった場合における計画書提出建築主を除く。以下同じ。）は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（新築等の完了の届出）

第22条 計画書提出建築主は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(建築物温暖化対策計画書等の概要の公表)

第23条 知事は、第19条第1項又は第3項の規定による提出及び第20条第1項、第21条又は前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る建築物の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(表示基準)

第24条 知事は、特定建築物の地球温暖化対策に関する性能（以下「環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、表示基準について準用する。

(特定建築物の環境性能の表示)

第25条 第19条第1項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。ただし、当該広告が規則で定める基準に適合しない場合は、この限りでない。

2 計画書提出特定建築主は、他人にその新築等に係る特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者（以下「販売等受託者」という。）が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。ただし、当該広告が前項ただし書の規則で定める基準に適合しない場合にあっては、この限りでない。

3 前項に規定する場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力するよう努めなければならない。

4 第19条第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主は、第1項及び第2項の規定の例により、建築物環境性能表示を表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

(建築物環境性能表示の表示の届出等)

第26条 計画書提出特定建築主は、前条第1項の規定により最初に表示をし、又は同条第2項の規定により最初に表示をさせたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、前条第4項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた場合について準用する。

3 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

(建築物環境性能表示の変更の届出等)

第27条 計画書提出建築主は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の後当該届出に係る建築物環境性能表示を変更した場合で、当該変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(環境性能の説明)

第28条 計画書提出特定建築主及び販売等受託者は、特定建築物を販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(環境性能を示す表示の掲示等)

第29条 計画書提出特定建築主は、表示基準に基づき、その新築等に係る特定建築物に、当該特定建築物の環境性能を示す表示を掲示することができる。

2 計画書提出特定建築主は、前項の規定による掲示をしたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第19条第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主について準用する。

(表示の制限)

第30条 計画書提出建築主でない者は、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(指導、助言等)

第31条 知事は、計画書提出建築主に対し、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うために必要な範囲において、計画書提出建築主に対し、資料の提出を求めることができる。

(優れた省エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進)

第32条 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、優れた省エネルギー性能を備え、又は再生可能エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 開発事業に関する地球温暖化対策

(特定開発事業温暖化対策指針)

第33条 知事は、規則で定める規模以上の開発行為（神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）第2条第1号に規定する開発行為をいう。）であって規則で定めるものに係る事業（以下「特定開発事業」という。）を実施しようとする者（以下「特定開発事業者」という。）が当該特定開発事業に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針（以下「特定開発事業温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、特定開発事業温暖化対策指針について準用する。

(特定開発事業温暖化対策計画書の提出)

第34条 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定開発事業温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域（特定開発事業が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）

(3) 特定開発事業の概要

- (4) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の内容
- (5) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定開発事業者は、同項第4号から第6号までに掲げる事項については、特定開発事業温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

(特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出)

第35条 前条第1項の規定により特定開発事業温暖化対策計画書を提出した特定開発事業者（以下「計画書提出特定開発事業者」という。）は、当該特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(特定開発事業の中止の届出)

第36条 計画書提出特定開発事業者（前条の規定による届出をした計画書提出特定開発事業者のうち、当該届出に係る事業が特定開発事業に該当しなくなった場合における計画書提出特定開発事業者を除く。以下同じ。）は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(特定開発事業の完了の届出)

第37条 計画書提出特定開発事業者は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(特定開発事業温暖化対策計画書等の概要の公表)

第38条 知事は、第34条第1項の規定による提出及び第35条から前条までの規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る特定開発事業の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(指導、助言及び改善の求め)

第39条 知事は、計画書提出特定開発事業者に対し、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、第34条第1項の規定により提出された特定開発事業温暖化対策計画書の内容が、特定開発事業温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該計画書提出特定開発事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うため必要な範囲において、計画書提出特定開発事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第5節 再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進

(再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発の促進)

第40条 県、事業者及び試験研究機関は、連携し、及び協働して、再生可能エネルギー等及び省エネルギーに係る技術その他の地球温暖化防止に寄与する技術（以下「再生可能エネルギー等環境配慮技術」という。）の研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

- 2 県は、事業者及び試験研究機関による再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発の支援に努めるものとする。

(再生可能エネルギー等環境配慮技術の活用の促進)

第41条 事業者及び県民は、再生可能エネルギー等環境配慮技術の活用に努めなければならない。

- 2 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、再生可能エネルギー等環境配慮技術の活用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 森林等の整備、保全等

第42条 県、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）及び民間団体等は、連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。

- 2 県及び民間団体等は、連携し、及び協働して、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

第7節 交通に関する地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用の推進等)

第43条 事業者（専ら自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用して事業を行う者を除く。）及び県民は、可能な限り自動車等の使用を控え、温室効果ガスの排出の量がより少ない公共交通機関若しくは自転車（以下この条において「公共交通機関等」という。）の利用又は徒歩による移動に努めなければならない。

- 2 県は、市町村及び公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する公共交通事業者等をいう。）と連携し、及び協働して、公共交通機関等を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 3 多数の者の利用に供する施設を管理する者又は多数の者の参加が見込まれる行事を主催する者は、当該施設を利用する者又は当該行事に参加する者の公共交通機関等の利用又は徒歩による来場の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(エコドライブの推進)

第44条 自動車等を運転する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない運転の方法（以下この条において「エコドライブ」という。）の実施及び自動車等の適正な整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業の用に供する自動車等を運転する者に対し、エコドライブの実施について指導を行う等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 自動車を製造する事業者は、エコドライブの実施を促す機能を有する機器の搭載に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の使用の推進等)

第45条 自動車等を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の開発、製造、販売又は貸し渡しを行うよう努めなければならない。

- 2 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。
- 3 県及び自動車駐車場を設置し、又は管理する者その他の規則で定める者は、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の普及及び当該自動車等を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。

第8節 日常生活等における地球温暖化対策

(製品の開発又は役務の提供に関する地球温暖化対策)

第46条 製品（自動車等を除く。以下この条において同じ。）を製造する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する製品の開発を行うよう努めなければならない。

2 製品又は役務を販売し、又は提供する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により販売又は提供を行うよう努めなければならない。

3 事業者及び県民は、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない製品若しくは役務又は温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により提供される製品若しくは役務の購入又は利用に努めなければならない。

(生活様式等の転換の推進)

第47条 県は、市町村、民間団体等及び法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員と連携し、及び協働して、事業活動及び日常生活における温室効果ガスの排出の量を削減するための取組を推進するものとする。

2 事業者及び県民は、その事業活動及び日常生活における照明器具、冷暖房機、給湯機その他の機械器具の使用に当たっては、エネルギーの消費が過度にわたることがないように、その見直しに努めなければならない。

第9節 教育及び学習の振興

第48条 県は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、県民に対する地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興並びに指導者の育成に努めるものとする。

2 事業者は、その従業員に対して、地球温暖化対策に関する必要な教育を行うよう努めなければならない。

3 県は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、地球温暖化対策に関する専門的な知識又は経験を有する人材の育成に努めるものとする。

第10節 事業の登録

(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録)

第49条 事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業であって規則で定めるものに関し、次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）について、知事の登録を受けることができる。

(1) 登録に係る事業の名称

(2) 登録に係る事業の概要

(3) その他規則で定める事項

2 前項の登録（以下「事業の登録」という。）を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする。ただし、当該申請に係る事項が虚偽である場合その他の規則で定める場合は、事業の登録を拒むことができる。

4 知事は、インターネットの利用その他の方法により、前項の登録簿その他規則で定めるものを公表するものとする。

(変更の申請)

第50条 事業の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第1項第2号に掲げる登録事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、登録事項の変更を知事に申請しなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第50条第1項」と、「登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする」とあるのは「当該申請に係る登録事項の変更を行うものとする」と、「事業の登録」とあるのは「当該変更」と読み替えるものとする。

（変更又は廃止の届出）

第51条 登録事業者は、登録事項（第49条第1項第2号に掲げる登録事項を除く。）に変更があったとき、又は事業の登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、当該変更に係る事項又は事業を廃止した旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業の登録を変更し、又は抹消するものとする。

（事業の登録の抹消）

第52条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の登録を抹消することができる。

- (1) 事業の登録に係る事業を廃止したことが明らかになった場合で、前条第1項の規定による届出がないとき。
- (2) 事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反したとき。
- (3) 事業の登録の内容と異なる事業を行っていることが明らかになった場合で、事業の登録を抹消する必要があると認めるとき。

第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進

（国及び他の地方公共団体との連携）

第53条 県は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

（国際協力の推進）

第54条 県は、事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、地球温暖化対策に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 雑則

（勧告）

第55条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第11条第1項、第14条、第15条、第19条第1項又は第34条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第21条、第22条、第26条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第27条第1項、第29条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第35条から第37条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第11条第4項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は第19条第3項の規定による建築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者

(4) 第25条第1項（同条第4項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をし、若しくは同条第2項（同条第4項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をさせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をさせた者又は第29条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示に表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をして掲示した者

(5) 第30条の規定に違反して、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をした者（公表）

第56条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村の条例との関係）

第57条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、地球温暖化を防止するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が地球温暖化の防止のために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する節又は条の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

3 前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報により行う。

（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会）

第58条 知事は、第17条第2項又は第39条第2項の規定により改善を求めようとするときは、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の意見を聴かななければならない。

（顕彰）

第59条 県は、地球温暖化対策の推進に特に功績があったと認められるもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

（委任）

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第11条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条から第31条まで、第34条から第39条まで、第2章第10節、第55条及び第56条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

3 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表知事の項神奈川県環境影響評価審査会の項の次に次のように加える。

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内
-------------------	--	-------

（神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

- 4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 二酸化炭素の排出の抑制（第45条・第46条）」を「第4節 削除」に改める。

第16条第1項中「、第46条」及び第5号を削り、第6号を第5号とする。

第17条第1項中「、第46条」を削る。

第5章第4節を次のように改める。

第4節 削除

第45条及び第46条 削除

（検討）

- 5 知事は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年3月30日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第18条第1項の規定は、平成24年10月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成28年6月24日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月21日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年1月26日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日条例第92号）

この条例は、公布の日から施行する。